

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習のご案内

労働安全衛生法第14条(安衛施行令第6条18号・20号)の規定に基づき、特定化学物質・四アルキル鉛等を取り扱う作業に労働者を従事される場合、事業主は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者を選任し、作業の指揮やその他規則で定める職務を行わせなければならないとされています。

つきましては、標題の講習を下記の要領で開催いたしますので、関係者の受講方ご案内いたします。

特定化学物質障害予防規則等の改正により「溶接ヒューム」(金属アーク溶接等作業において加熱により発生する粒子状物質)が、特定化学物質の第2類物質に新たに追加された為、「溶接ヒューム」

《 注意 「特別有機溶剤業務」について 》

次の10物質について、有機溶剤から特定化学物質へ移行し、発がん性を踏まえた措置が義務づけられました
クロロホルム、四塩化炭素、1・4-ジオキサン、1・2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、ステレン、1・1・2・2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン

※上記 **10物質** の有機溶剤業務と、**エチルベンゼン** の塗装業務、**一・二・ジクロロプロパン** の洗浄・払拭業務につ

- 1 講習日程 (2日間・休憩時間含) ※本案内到達後受け付け、**定員42名**に達し次第締め切ります。

	受講日時	講習会場	申込期日
①	令和 8 年 9 月 8 日 (火) 8:50~17:15	小樽市公会堂 1号室 小樽市花園5丁目2番1号 Tel 0134-25-8800 * 無料の駐車場所あります	令和8年8月27日ま で(定員に達し次 第 締め切ります)
	令和 8 年 9 月 9 日 (水) 9:00~16:10		

- 2 講習料

15,510円(消費税込み)

内訳：受講料13,310円、テキスト代2,200円

- 3 使用するテキスト

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者テキスト(中災防R8.1.30発行 第15版)

- 4 写真について

写真2枚(30ミリ×24ミリ)

背景無地、上半身無帽で最近6か月以内に撮影したもの
(※デジタル写真はフォト専用紙に印刷したものに限り)

- 5 申込み要領

電話で事前に申込状況を確認の上、受講申込書をFAXにて事前に送信ください。

(申込状況の確認・問合せ：平日9:30~16:00 なお、不在の時もあります)

その後、受講申込書に上記の写真2枚を添えて、正式に下記小樽支部あて郵送下さい。

受講料は、北洋銀行 小樽中央支店「普通預金口座 4230993 (公社)北海道労働基準協会連合会小樽支部」あて振り込み願います。追って受講票・領収書を郵送します。

正式な申込書(郵送)の到着と入金確認後に、領収書(インボイス対応)と受講票を、講習に先だって事業場あてに送付します。

- 6 講習科目・時間数

講習科目	時間数	講習科目	時間数
特定化学物質・四アルキル鉛による健康障害及びその予防措置に関する知識 作業環境の改善方法に関する知識	4時間	保護具に関する知識	2時間
		関係法令	2時間
	4時間	学科修了試験	1時間

※修了試験を行い、合格者に修了証が後日交付されます。

- 7 受講の取消

講習初日の前々日営業日までに取り消しを申し出た場合は、返金に要する費用を除き講習料を返還いたします。

- 8 注意事項

遅刻者については、講義開始後の入室は認めませんので、余裕をもって入室ください。

〒047-0031 小樽市色内1丁目9-1 松田ビル3階 小樽労働基準協会内
公益社団法人 北海道労働基準協会連合会小樽支部 TEL 0134-27-3994 FAX 0134-61-7180
(小樽労働基準協会)

